

○京都府立大学農学食科学部附属農場運営規程

(平成 20 年京都府立大学規程第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立大学学則（平成 20 年京都府立大学規則第 1 号）第 11 条第 2 項の規定により、京都府立大学農学食科学部附属農場（以下「農場」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(農場本部)

第 2 条 農場に農場本部を置き、精華農場及び下鴨農場の業務を総括する。

(職員)

第 3 条 農場の運営には、次に掲げる職員が当たる。

- (1) 農場長
- (2) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (3) 事務職員、技術職員

2 前項第 2 号の職員は、生命環境科学研究科応用生命科学専攻の教員で、農学食科学部の担当を命ぜられたものが兼ねる。

(職務)

第 4 条 農場長は、精華農場及び下鴨農場の運営を統括する。

- 2 農場に農場主任を置く。
- 3 農場主任は、前条第 1 項第 2 号の教員の中から農場長が指名する教員を充てる。
- 4 農場主任は、農場長を補佐し、日常業務の統括を行う。
- 5 前条第 1 項第 2 号の教員は、農場の運営及び教育・研究に当たる。

(協議会)

第 5 条 農場の運営を円滑に行うため、農場運営協議会（以下「協議会」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農場長
- (2) 農場主任
- (3) 生命環境科学研究科応用生命科学専攻の教員で農学食科学部の担当を命ぜられたもの及び農学食科学部の教員のうちから選出された 2 名の教授

2 前項第 3 号の委員は、農学食科学部長の内申に基づき学長が任命し、その任期は 2 年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の招集)

第 6 条 農場長は、必要と認めるとき協議会を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の庶務は、農場事務室において処理する。

(生産物の処理)

第7条 農場の生産物は、教育・研究に供するものを除き、京都府公立大学法人 会計規則（平成20年京都府公立大学法人規則第2号）に基づき処理する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。